

私達のできれいな公共空間(公園・緑地等)を創りませんか？

美化対象区域：亀山市内 都市公園・緑地 等

環境美化ボランティアを募集します

～アダプト・プログラム（里親制度）～

亀山市では、地域住民の皆様とパートナーシップにより、公園などの環境美化活動を推進する。「環境美化ボランティア推進事業」（アダプト・プログラム）を実施しております。



■アダプト・プログラムとは

(アダプトとは養子縁組の意味)

地域団体などが里親となって、公園・公共施設の一定区間を「養子」として見立て我が子のように愛情を持って世話（清掃、草刈等）をいていただく、新しい「まち美化プログラム」です。

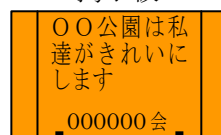


■市と(公財)亀山市地域社会振興会が活動を支援します

清掃等に必要なゴミ袋や用具は、(公財)亀山市地域社会振興会で支給又は貸与させていただきます。また、一定区域をアダプト（養子縁組）したしるしとして、ボランティア団体名を記した看板を設置いたします。(一般市民にまち美化の啓発になります)

これからは、市や(公財)亀山市地域社会振興会と市民が協働で生活環境を改善していくことが大切です。「自分達の町は自分達できれいにする」ことから始める新しいまちづくりに、参加してみませんか！？

掲示板



環境美化の対象（養子）

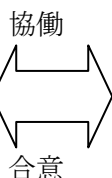
亀山市の場合は都市公園・緑地等

アダプト
(養子縁組)

一定区画の公共の場所

ボランティア団体等（里親）

・清掃、除草 ・利活用の提案 ・情報提供など



亀山市

・清掃用具の提供 ・掲示板の設置 など

■応募資格

継続的に活動を行うことができる個人又は地域団体です。但し、活動を行おうとする区画での他の制度により補助金等を受けている団体は除きます。

■活動内容

- (1) 空き缶、吸い殻等のごみの収集
- (2) 刈り及び除草並びに樹木の軽微なせん定
- (3) 収集が困難な大量のごみ、不法投棄等に関する情報提供
- (4) 環境美化活動を行う公園等における活動区域の利活用に関する提案

・花壇の設置・設備・備品の設置、行事の開催など公園を有意義に利活用するための提案をお願いします。

■市の支援内容

- (1) 環境美化活動に必要な清掃用具等の支給又は貸与
- (2) 活動者名等を表示した掲示板の設置
- (3) 環境美化活動に関する情報提供
- (4) その他環境美化活動に必要な事項



■応募方法

亀山市もしくは公益財団法人亀山市地域社会振興会に、活動を行いたい公園等を相談の上、申込を行ってください。

■募集期間

随時募集しています。

※環境美化ボランティア（活動者）の支援企業も同時に募集しています。

専門的知識及び資機材の提供、人的及び技術的援助等の支援をいただける企業を募集しています。

支援企

お問合せ先：亀山市東御幸町 63 番地 亀山市文化会館内 公益財団法人亀山市地域社会振興会
TEL 0595-82-7111 FAX 0595-82-7110

申込から活動まで

申込み

環境美化等を行う公演等における活動区域を定め、亀山市又は公益財団法人亀山市地域社会振興会（以下亀山市等）に活動申込書を提出

合意

申込書を受理した亀山市等は、その内容を審査し、適当と判断すれば合意書を取り交わします。

（合意書を取り交わした団体「以下活動者」という）

清掃用具の貸与等

活動者は、清掃用具等を支給又は貸与を受けようとするときは、清掃用具貸与等願書を亀山市等に提出

企業による支援

企業は活動者に対し、専門知識及び資機材の提供、人的及び技術的支援を行うことができます。

[環境美化活動支援企業への登録（亀山市等で登録）](#)

掲示板の設置

活動者名等を表示した掲示板の設置をおこなうこともできます。

活動

報告書の提出

活動者は、毎年度環境美化活動終了後、その活動内容に関して活動報告書を作成し、必要な書類を添えて亀山市等に提出してください。

活動の中止

活動者は活動を中止するときは、活動中止届を亀山市等に提出してください。

活動者への支給又は貸与物品一覧

	品目	備考
支給物品	軍手	活動者 1 人につき 1 組
	ボランティアごみ袋	
貸与物品	ほうき	活動者 5 人に 1 本
	ちりとり	活動者 10 人に 1 個
	火はさみ	活動者 1 人につき 1 本

環境美化ボランティア対象区域

番号	公園名	番号	公園名	番号	公園名
1	亀山公園	33	和田一里塚広場	65	まるやま公園
2	東野公園	34	栄町第一公園(柴戸)	66	鈴鹿川河川敷グラウンド
3	西野公園	35	栄町第二公園(西野)	67	名阪工業団地公園第六公園
4	天神公園	36	栄町第三公園	68	なかよし公園
5	本町公園	37	本町広場	69	会下団地児童公園
6	東町公園	38	本町第三公園(大工山)	70	あけぼの台児童公園
7	住山公園	39	北鹿島町第一公園	71	関ニュータウン児童公園
8	和田公園	40	東町ふれあい広場	72	鷲山ハイツ第一公園
9	みゆき公園	41	亀田町第一公園	73	鷲山ハイツ第二公園
10	のぼりの森公園	42	亀田町第二公園(住宅団地)	74	木崎第三児童公園
11	鈴鹿川一里塚公園	43	羽若町第一公園(ウッドィタウン)	75	富士ハイツ公園
12	能褒野町第一公園	44	羽若町第二公園(西野)	76	観音山テニスコート
13	みどり町第一公園(中央)	45	アイリス町第一公園	77	二本松公園
14	みどり町第二公園(小学校北)	46	アイリス町中央公園	78	アイリス町第四公園
15	みどり町第三公園(調整池)	47	アイリス町第二公園	79	南鹿島町第一公園
16	みどり町第四公園(古墳)	48	アイリス町第三公園	80	能褒野町第二公園
17	みどり町第五公園(西)	49	あたご第一公園	81	水辺公園
18	みどり町第六公園(北信北)	50	あたご第二公園	82	北町第二公園
19	みずほ台第一公園(中央)	51	野村一里塚休憩所	83	和田町第三公園
20	みずほ台第二公園(西)	52	西丸歴史広場	84	川崎町第一公園
21	みずほ台第三公園(東)	53	山下町第一公園	85	天神二丁目第一公園
22	みずほ台第四公園(南)	54	天神四丁目第一公園	86	和田町第四公園
23	みずほ台第五公園(ことぶき)	55	名阪工業団地公園第二公園	87	田村町第二公園
24	みずきが丘第一公園(中央)	56	田村町第一公園(西山)	88	東御幸町第一公園
25	みずきが丘第二公園(さくら)	57	アイリス町第五公園	89	川合町第五公園
26	みずきが丘第三公園(ほのぼの)	58	川合町第四公園	90	羽若町第三公園
27	みずきが丘第四公園(わんぱく)	59	北町第一公園	91	羽若町第四公園
28	川合町第一公園(山神戸)	60	亀田町第三公園	92	川合町第六公園
29	川合町第二公園(山田)	61	名阪工業団地公園第三公園(駐車場)	93	川合町第七公園
30	川合町第三公園(メープル)	62	名阪工業団地公園第四公園	94	川合町第九公園
31	ひとみヶ丘第一公園	63	名阪工業団地公園第五公園	95	中央広場
32	和田町第二公園(団地)	64	泉ヶ丘児童公園		

年 月 日

様

申請者 代表者の住所又は
活動団体の所在地
活動団体名
代表者の氏名



活動申込書

公園等	<input type="checkbox"/> 公園	※活動する区域の略図又は住宅地図等を添付すること。	
	<input type="checkbox"/> 緑地		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
活動者	団体等の名称		
	代表者の氏名		
	代表者の住所		
	連絡先	連絡担当者氏名	
電話番号			
活動内容	活動開始日	年 月 日	
	活動の内容	<input type="checkbox"/> 空き缶、吸い殻等のごみの収集 <input type="checkbox"/> 草刈り及び除草並びに樹木の軽微なせん定 <input type="checkbox"/> その他()	
	活動回数 (年 回以上)	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 1週間に 回 <input type="checkbox"/> 1箇月に 回 <input type="checkbox"/> 1年間に 回	
掲示板への表示	<input type="checkbox"/> 希望する	団体名 その他	
	<input type="checkbox"/> 希望しない		

令和 年 月 日

様

代表者の住所又は
申請者 所 在 地
企業（団体名）
代表者の氏名

印

（環境美化ボランティア支援企業または団体）

登 録 申 請 書

亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱第9条の規定に基づき、支援企業（団体）として、下記の通り活動者を支援することを目的に登録いたしたく申込みいたします。

記

支援内容	支援の可否	支援内容及び条件
専門的知識の提供	（ 可 ・ 否 ）	
資機材の提供	（ 可 ・ 否 ）	
人的援助	（ 可 ・ 否 ）	
技術的援助	（ 可 ・ 否 ）	
その他（ ）	（ 可 ・ 否 ）	

その他支援するに当たっての特記事項